

IV 府中通信施設(Fuchu Communication Station)

(令和2.1.1現在)

所在地	府中市	
土地面積	16,618㎡(国有)	
施設内容	施設番号	FAC3016
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	米空軍第374通信中隊
	用途	通信(事務所、通信施設)

1 基地の沿革

当施設は、旧陸軍燃料^{しょう}廠として設置された。昭和20年9月に米軍が接收し、在日陸海空三軍の調整等を主任務とする在日米軍司令部、及び日本・韓国の米空軍を統括する第5空軍司令部等が事務所及び宿舎施設等として使用し、「府中空軍施設」と呼ばれていた。最盛期には、軍人、軍属は約2,300人、施設で働く日本人従業員は約1,400人に及んでいた。

昭和32年から昭和42年までの間3回にわたり、当施設の東南の一角が航空自衛隊用地として返還され、現在、航空自衛隊の基地となっている。

昭和48年1月、日米安全保障協議委員会で合意された、いわゆる関東計画により、当施設については、通信施設を除き、その大部分が3年以内に返還されることとなった。

昭和49年11月に、在日米軍司令部と第5空軍司令部が横田飛行場へ移転し、昭和50年6月30日に当施設の大部分が返還された。返還された部分の約1/3は自衛隊が使用し、未返還部分は引き続き米空軍第374通信中隊が使用している。

2 基地をめぐる動き

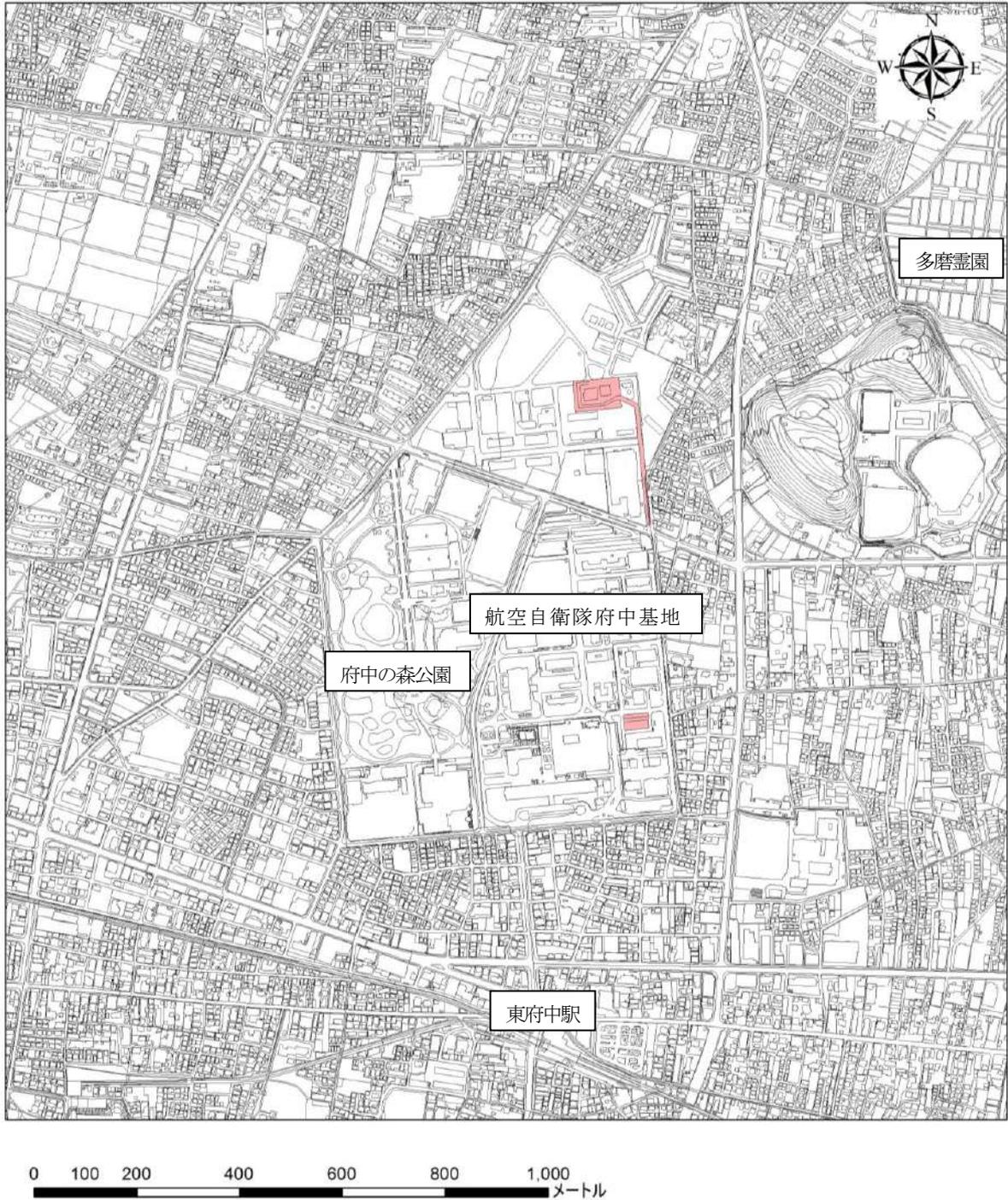
昭和49年12月、都は、基地の全面返還と跡地利用について、国の関係機関に要望書を提出した。

また、平成8年3月には、地元府中市から、都に対し、返還された跡地の利用に当たり、当施設とその周りに計画された施設との調和が図りにくいとして、当施設の移設及び返還が要望

された。この要望を受け、都は平成8年6月、当施設の移設及び早期返還について、東京防衛施設局に要望書を提出した。

府中市は、平成31年3月に「府中市基地跡地留保地利用計画検討協議会」から「府中基地跡地留保地における目指すべき土地利用の在り方について(答申)」が出されたことを受けて、同年4月16日、都を經由して国に対し、当施設の返還と返還がなされるまでの間の当施設通路部分の共同利用について要望書を提出した。

府中通信施設位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

昭15	旧陸軍燃料廠として設置
20. 9. 2	米軍が接收
32. 7. 24	航空自衛隊用地として一部（7,302㎡）返還
40. 7. 1	航空自衛隊用地として一部（804㎡）返還
12. 20	ワシントンハイツ住宅地区の代替として、将校宿舎、食堂、クラブ等を新設
42. 9. 6	航空自衛隊用地として一部（5,690㎡）返還
47. 1. 25	府中市長及び同市議会議長は、「米軍府中基地の返還及び市への無償譲渡についての陳情書」を関係機関へ提出
48. 1. 23	第14回日米安全保障協議委員会において、関東計画により向こう3年以内に通信施設（バッジ施設等）を除いて返還することを合意
12. 1	府中市は、基地跡地利用に関する市民アンケートの調査結果を発表
49. 2. 6	府中市議会は、「米軍府中基地の全面返還に関する要望書」を関係機関へ提出
11. 7	在日米軍司令部及び米第五空軍司令部が横田飛行場へ移転
12. 25	都知事は、府中基地の全面返還と跡地利用について国の関係機関へ要望書を提出
50. 5. 28	国は、国有財産関東地方審議会の答申を得て、自衛隊に返還後の一時使用を承認
6. 30	通信施設を除き返還（54.1ha）
8. 26	都議会企画総務委員会は、府中基地及び関東村を視察
12. 22	都は、府中基地利用計画に係る首都整備局素案を市に提示
51. 6. 23	府中市議会は「基地返還跡地利用計画に関する決議」を採択し、7月26日、国の関係機関に提出
52. 5. 17	第1回府中基地跡地利用計画連絡協議会を開催
10. 6	「府中通信施設」と名称変更（政府間協定）
56. 7. 29	一部返還（210㎡）
11. 24	国有財産中央審議会は、昭和50年に返還された跡地約56haの利用計画を答申
57. 7. 1	日米合同委員会において、当施設の一部返還を合意
61. 3. 31	一部返還（約37,000㎡）
平 8. 3. 28	府中市は、都に対し、跡地利用に当たり周辺施設との調和が図りにくいとして、当施設の移設及び早期返還を要望
6. 20	都は府中市からの要望を受け、東京防衛施設局に当施設の移転及び早期返還要望書を提出
25. 3. 22	府中基地跡地に建設予定であった国家公務員宿舎及び国立医薬品食品衛生研究所の建設中止を受け、府中市が、当施設の早期返還について、北関東防衛局に要望書を提出
3. 26	府中市が、当施設の早期返還について、都に協力依頼
31. 4. 6	府中市が、当施設の早期返還及び返還までの共同利用に係る国への働きかけについて、都に要望
令 元. 5. 10	都は府中市からの要望を受け、北関東防衛局に当施設の早期返還要望書を提出

V 多摩サービス補助施設(Tama Service Annex)

(令和2.1.1現在)

所在地	多摩市 稲城市	
土地面積	1,948,345㎡(国有)	
施設内容	施設番号	FA03019
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団
	使用部隊	各軍
	用途	レクリエーション施設(ゴルフ場、キャンプ場等)
	共同使用	東京都、JR東日本(株)

1 基地の沿革

当施設は、昭和13年に旧陸軍造兵^{しょうへい}廠^{しょう}火工^{しょう}廠板橋製造所多摩分工場として開所され、昭和21年に米軍が接收し、弾薬庫として使用したことから、長らく「多摩弾薬庫」の名で呼ばれた。

米軍は、昭和42年以降、弾薬の製造を中止し、昭島住宅地区(44年返還)のゴルフ場を移設するなど、レクリエーション施設としての整備を進めた。

昭和44年9月、町立稲城中央病院の敷地として約12,000㎡が返還され、昭和48年12月、公園用地として施設東側の約556㎡が返還された。

昭和52年10月には、「多摩サービス補助施設」と名称を変更し、今日に至っている。

平成7年9月には、日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用(約4,200㎡)することが合意された。

さらに、施設の北側を通る東京都道41号稲城日野線(通称「川崎街道」)の拡幅整備(昭和39年都市計画決定)に伴い必要となる基地内の約23,000㎡の用地取得について、平成2年以降各方面と折衝を続け、平成10年2月に開催された日米合同委員会において返還が承認され、平成12年12月に返還された。

平成18年7月には、返還までの間、稲城市が緑地公園として一部共同使用(約4,700㎡)することが日米合同委員会で合意された。

平成29年8月31日には、稲城市が公園とし

て共同使用していた土地が一部返還された。

(約8,800㎡)

2 基地をめぐる動き

都は、稲城・多摩両市と数次にわたり協議し、多摩丘陵に連なる自然環境を保全しながら、スポーツ、ピクニック、キャンプ場として利用する計画(多摩弾薬庫の跡地利用基本構想)を作成し、昭和47年4月、国の関係機関に対し、早期返還と跡地利用について要請した。また、50年代には、昭和天皇在位50周年記念公園にするよう地元市から要請が行われた。

平成3年1月には、東京都多摩振興構想懇談会において、21世紀の多摩地域のシンボル施設として、科学・芸術・教育等の諸文化が交流できる総合的文化都市公園等とするなど、その利用について関係機関と協議を進めていく必要があると答申されている。

平成11年6月、都は、国に対し、都内米軍基地の整理・縮小・返還を求めるとともに、返還までの対策として横田飛行場及び当施設の共同使用を要請した。また、10月には、当施設について、広く都民開放すべく直ちに返還されるよう、改めて国に要請した。以来、国に対し、継続して即時返還を働きかけている。

〔多摩弾薬庫の跡地利用基本構想〕

① 基本的な考え方

自然的条件を最大限に活用し、全都民の利用を対象とした総合的な大森林公園とする。

② 基本構想

- ・ 自然的環境を保全し、自然の中でスポーツ、ピクニック、キャンプ等屋外レクリエーションが楽しめるようにする。
- ・ 西側の多摩丘陵地に連なる緑のネットワークの重要な拠点として、その保全を図る。
- ・ 多摩川から多摩ニュータウンを経て明治の森高尾国立公園に至るサイクリングロードの基地とする。

③ 土地利用計画

- ・ ゴルフ場地区

起伏ある芝生地を有効に利用し、ピクニック・運動施設のほか、中央管理サービス施設を設ける。

ア ゴルフコース区域

ピクニック広場、運動施設、管理サービス施設等

イ 樹林区域

展望施設、宿泊施設(国民宿舎など)等

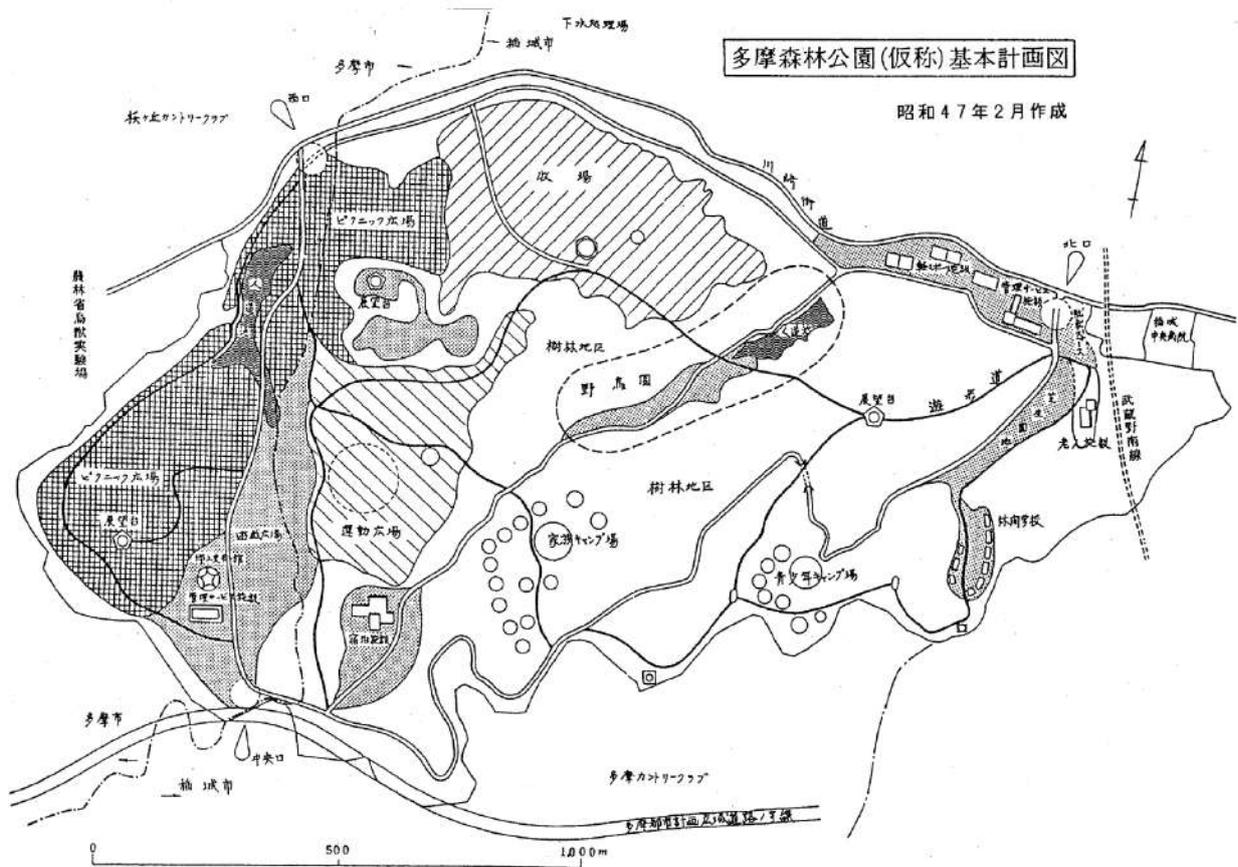
・ キャンプ場地区

ア 平坦地区

合宿施設(林間学校など)、軽運動施設、管理サービス施設等

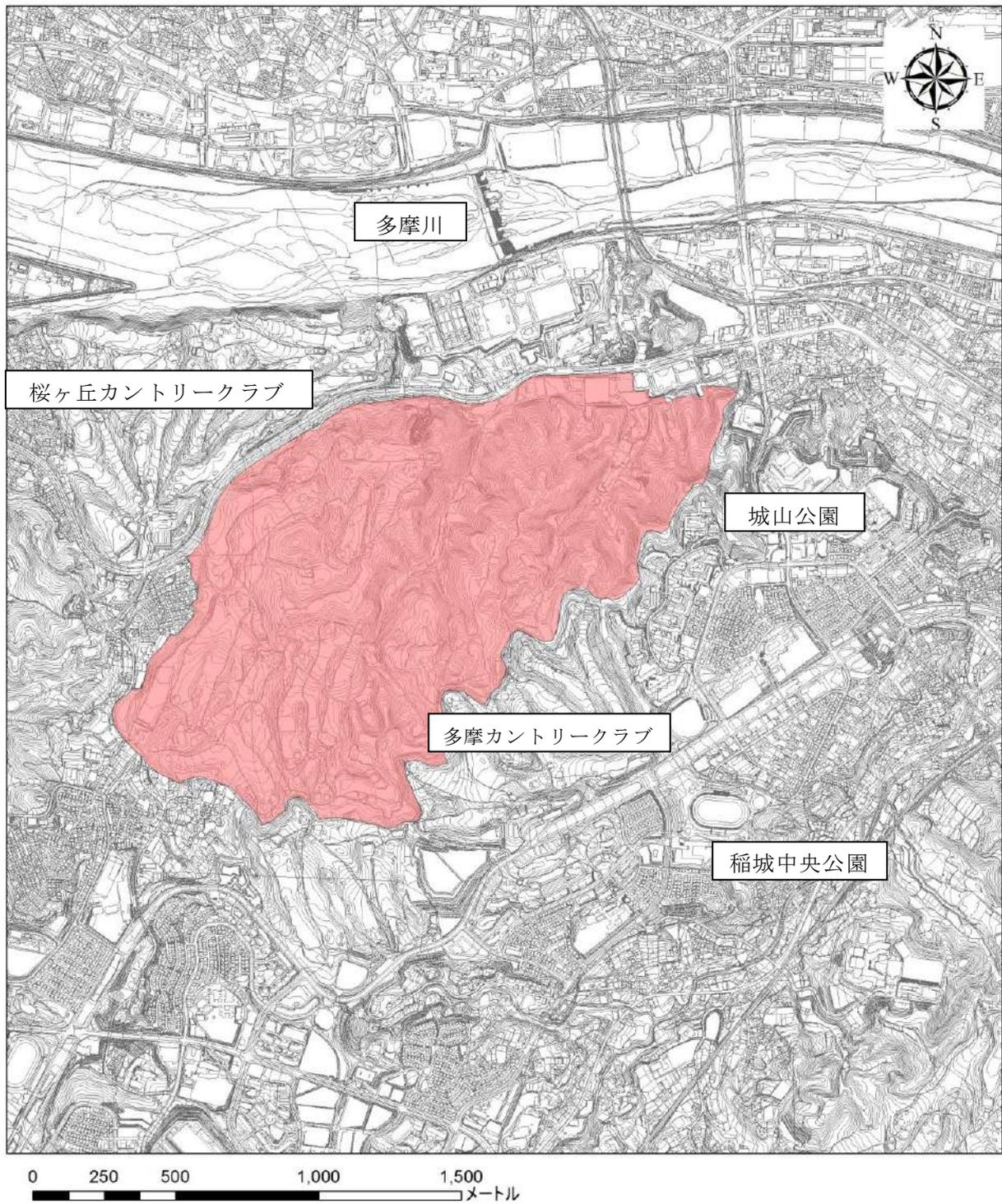
イ 樹林地区

キャンプ場、野鳥園、自然探勝路等



多摩弾薬庫の跡地利用基本構想

多摩サービス補助施設位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

《 経 緯 》

昭13. 11. 1	旧陸軍造兵 ^{しょう} 廠 ^{しょう} 火工 廠 板橋製造所多摩分工場として開所
21. 11	米軍が接收し、空軍の弾薬庫として使用
40. 12. 28	当施設区域を除き、多摩ニュータウン計画を決定告示（建設省）
44. 8. 14	日米合同委員会において、武蔵野南線用地として一部共同使用を合意
9. 12	町立稲城中央病院敷地として一部返還（約12,000㎡）
9	昭島住宅地区のゴルフ場を移設
46. 7. 28	都及び多摩、稲城両町は、跡地利用計画の連絡会議を開催
47. 2. 24	都は、多摩弾薬庫跡地利用の基本構想を決定
4. 20	都は、国の関係機関に多摩弾薬庫の返還促進と跡地利用の要請書を提出
48. 4. 25	都は、重ねて国の関係機関に返還の促進を要請
12. 14	基地東側の一部（稲城市公園拡張用地）を返還（約556㎡）
49. 10. 11	稲城市議会は、国の総合グラウンド用地として弾薬庫跡地の一部開放を要望
50. 6. 23	多摩市議会は、多摩弾薬庫対策特別委員会を設置
10. 5	稲城市議会は、基地跡地三分割有償払下げ方針に反対する意見書を国に提出
51. 11. 9	多摩市長は、国の関係機関に天皇在位50年記念公園の建設を陳情
52. 1. 25	稲城市議会と多摩市議会は、国の関係機関に記念公園誘致の要望書を提出
10. 6	「多摩サービス補助施設」と名称変更
54. 4. 12	南多摩ニュータウン協議会（関係5市）は、国の関係機関に基地の早期返還と公園建設の事業化に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
8. 29	多摩市議会と稲城市議会は、国の関係機関に昭和記念公園建設促進に関する要望書を提出
54. 11. 8	日米合同委員会において、三沢川と多摩川を結ぶ地下分水路用地として一部共同使用を合意（約5,100㎡）
55. 3. 7	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
4. 8	都知事が、多摩ニュータウン視察の途中、基地のゴルフ場部分を視察
56. 10. 2	稲城市議会は、返還請願を全会一致で採択し、国の関係機関へ早期返還に関する意見書を提出
11. 12	都は、国の関係機関に、基地の返還促進に関する要望書を提出
平 3. 7. 3	都は、都市計画局長名で、東京防衛施設局長宛て早期返還への尽力を要請
10. 1	稲城市議会は、都知事宛て早期返還に関する意見書を提出
7. 9. 21	日米合同委員会において、稲城市が公園として一部共同使用（約4,200㎡）することを合意
8. 5. 27	都知事が、横田飛行場と合わせて、当施設の川崎街道拡幅予定地域を視察
9. 3. 12	都は、川崎街道の拡幅に必要な用地23,262㎡に関する返還申請を、大蔵大臣及び東京防衛施設局長宛て提出
10. 2. 26	日米合同委員会において、川崎街道の拡幅に必要な用地の返還を合意
11. 6. 16	都は、返還までの対策として、横田飛行場及び多摩サービス補助施設の共同使用を国に要請
7. 14	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と、多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
9. 17	都知事が当施設を視察
10. 15	都は、国に対し、当施設を直ちに返還するよう必要な措置を執ることを要請。以降、現在まで、半年に一度、同内容を要請
12. 16	南多摩ニュータウン協議会は、都知事に対し、多摩サービス補助施設の早期返還・公園整備と、返還までの当面の対応として共同使用の推進に関する要望書を提出。以降、毎年度要請書を提出
12. 12. 21	川崎街道拡幅用地として一部返還（約23,000㎡）
13. 12. 19	都議会は、横田基地と多摩サービス補助施設の返還と多摩サービス補助施設の共同使用を求める意見書を全会一致で可決
18. 7. 14	日米合同委員会において、稲城市が緑地公園として、一部共同使用（約4,700㎡）することを合意
29. 8. 31	稲城市との共同使用地について一部返還（約8,800㎡）

VI 大和田通信所 (Owada Communication Site)

(令和2.1.1現在)

所在地	清瀬市 (埼玉県新座市)		
土地面積	東京都分247,166㎡ (民有174,518㎡、公有82㎡、国有72,566㎡) 全区域1,198,003㎡ (民有714,194㎡、公有44,965㎡、 国有438,844㎡)		
施設内容	施設番号	FAC3056	
	管理部隊	米空軍第374空輸航空団	
	使用部隊	米空軍第374通信中隊	
	用途	通信 (通信施設)	
共同使用	清瀬市、新座市、東京電力パワーグリッド(株)、NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ		

1 基地の沿革

当施設は、昭和15年、旧海軍気象通信所として開設された。昭和25年に米軍が接收し、現在、米空軍第374通信中隊が受信施設として使用している。清瀬市と埼玉県新座市にまたがる施設である。

当施設の区域は大部分が民有地であり、国が土地所有者と賃貸借契約を結び米軍に提供して

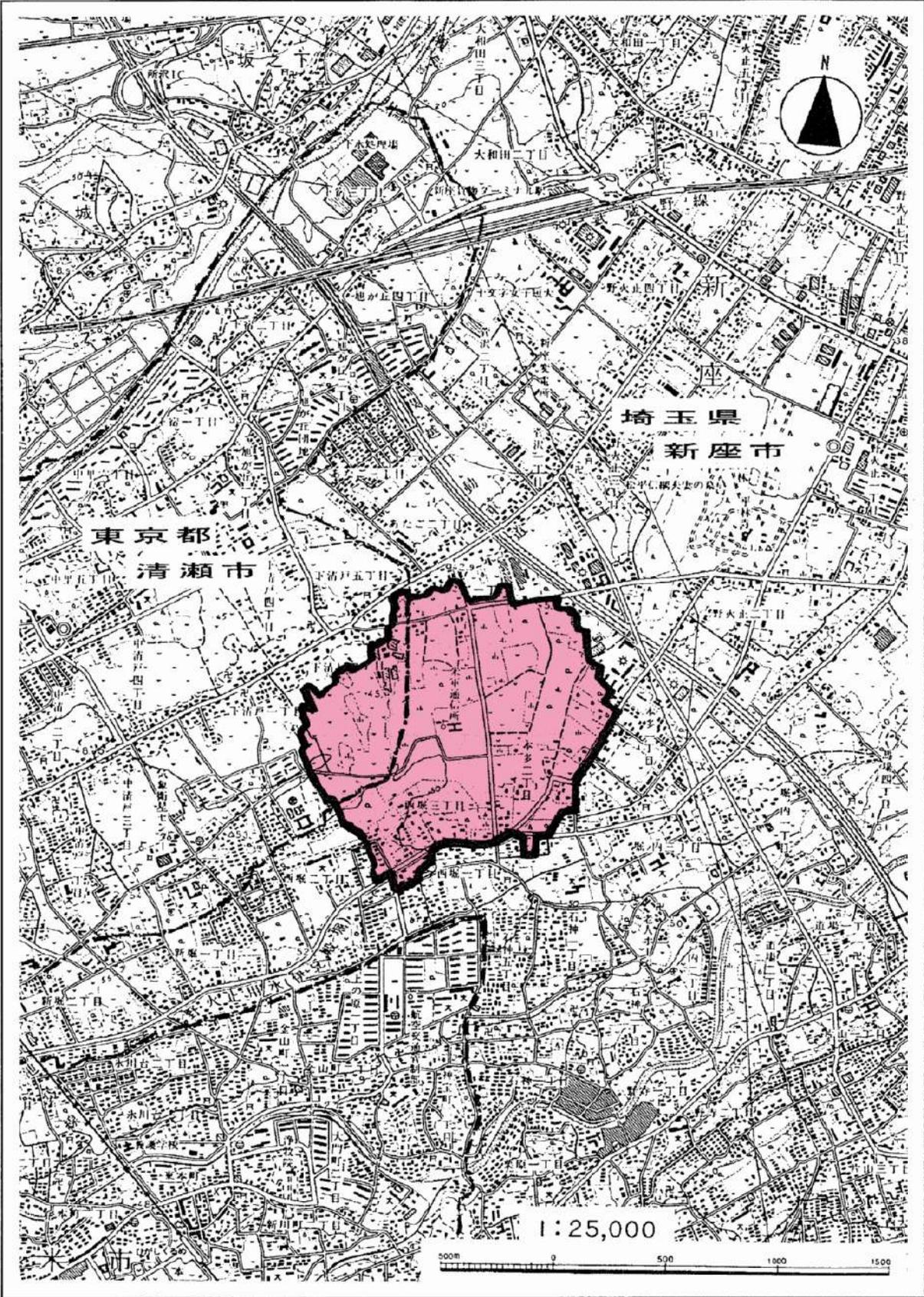
いる。現在、無線操作局舎のほか、HT0/LT0アンテナ等がある。

区域内では、専用地区を除き地元住民による農耕等も行われており、道路の通行等も自由である。

《 経 緯 》

昭15	旧海軍気象通信所として設置
20	大蔵省が引継ぎを受けた後、気象庁に所管換
25	米陸軍が接收
35	米空軍の管理に移行
55	アンテナ18基 (72本) を撤去
56. 6. 30	ヘリポートを設置
58. 11. 30	日米合同委員会において、アンテナ建設用地約43,800km ² (5か所) の使用条件変更 (専用地区) が合意され、アンテナ工事が実施される
平 3. 12. 25	清瀬市議会が、都知事あて横田基地及び大和田通信所の撤去を求める意見書提出
12. 4.	ロンビックアンテナを撤去
14. 9.	通信鉄塔及びパラボラアンテナを撤去
19. 6.	LPアンテナを撤去
25. 7.	経年劣化のため、HT0/LT0アンテナ1基を撤去
9.	HT0/LT0アンテナ1基を新設
11.	HT0/LT0アンテナ2基を新設

大和田通信所位置図



VII 硫黄島通信所(Iwo Jima Communication Site)

所在地	小笠原村	
土地面積	6,630,061㎡（私有2,244,426㎡、公有57,408㎡、 国有4,328,228㎡）	
施設内容	施設番号	FAC3181
	管理部隊	米海軍厚木航空施設
	使用部隊	米海軍第5空母航空団
	用途	通信（訓練施設）
共同使用	自衛隊、国立研究開発法人防災科学技術研究所	

※土地面積には、地位協定第2条4項(b)に基づく共同面積を含む。

※土地面積は四捨五入のため、合計が一致しないことがある。

1 基地の沿革

当施設は、昭和43年6月小笠原諸島の日本復帰に伴い引き続き提供されたもので、付近を航行する船舶及び航空機が位置を確認するための電波を発信するロラン*局として、平成5年10月まで在日米軍沿岸警備隊極東支部が使用していた。その後、海上保安庁が航空の安全確保業務を行っていたが、平成6年10月、その業務を終了して引き揚げ、通信所としての通信鉄塔及び通信施設は平成6年に撤去された。

現在、米軍区域・施設としての硫黄島通信所には、FCLP（米空母艦載機着陸訓練）を行うための訓練施設のほか、いくつかの施設が現存し、訓練施設は、通信機能を備えている。

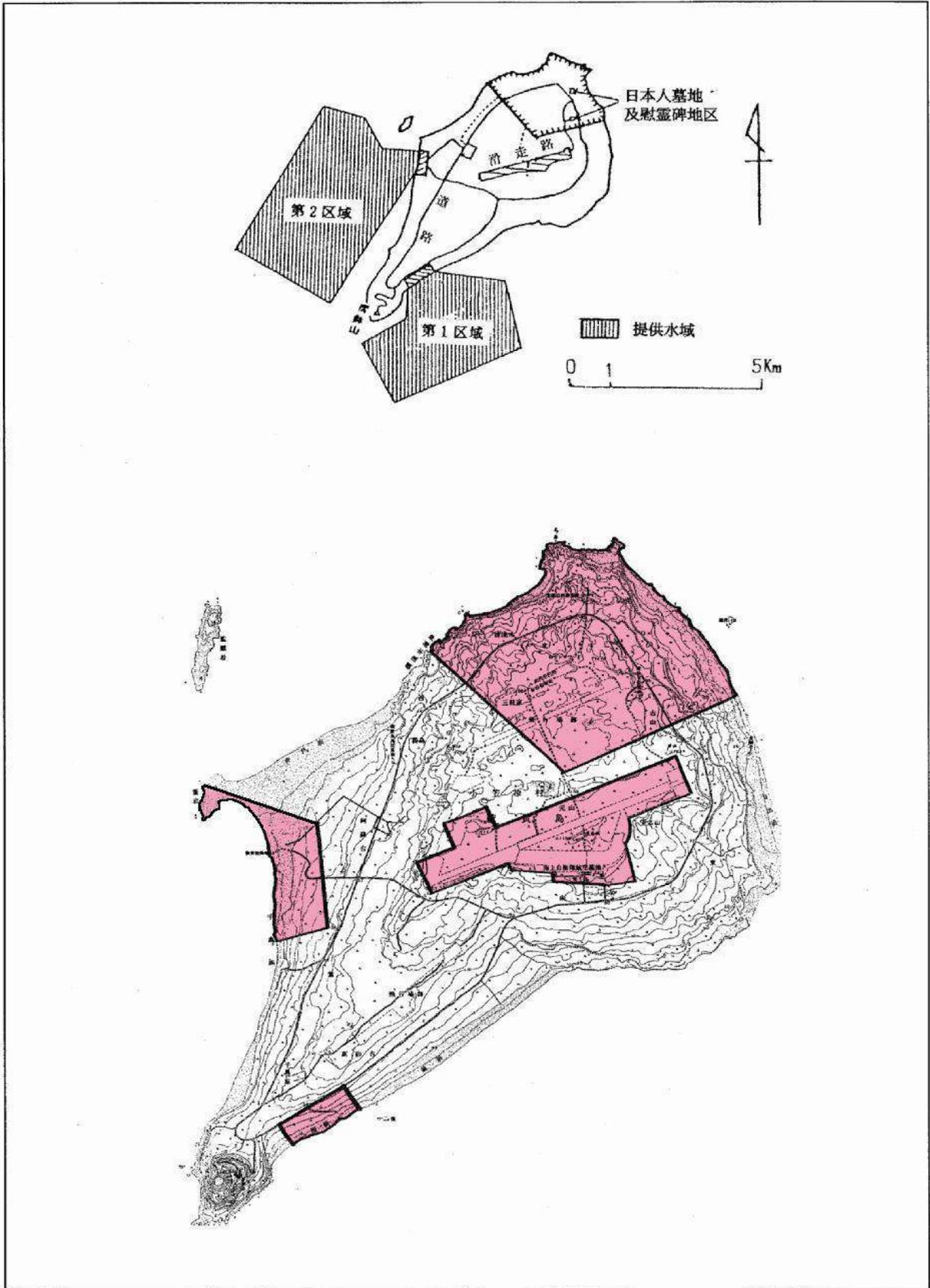
なお、米軍は、常駐していないが、同島に駐屯している海上自衛隊の揚陸場、滑走路等を自衛隊と共同使用している。

平成18年5月、在日米軍に係る「再編実施のための日米のロードマップ」において、恒常的な空母艦載機着陸訓練施設を平成21年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することが明記された。平成23年6月には、日米安全保障協議委員会共同文書の中で、馬毛島まげしま（鹿児島県西之表市）が恒常的訓練施設の候補地として選定され、令和元年12月、政府は馬毛島の土地の大半を所有する所有者から過半の土地を取得し

た。

* ロラン：LORAN（Long Range Navigation）電波航法の一つ。

硫黄島通信所位置图



《 経 緯 》

昭43. 6. 26	小笠原諸島の日本復帰に伴い既存の施設を提供
60. 11. 18	水陸両用訓練水域として約74k㎡の範囲が土地建物とは別に追加提供
平元. 1. 18	NLP*（米空母艦載機夜間着陸訓練）の暫定施設としての硫黄島使用を日米間で基本的了解
2. 3. 12	小笠原村議会が、夜間訓練の暫定利用実施の受入れを議決
3. 6. 25	航空機の飛行支援施設等用地として、国有地約8,100㎡、民公有地約4,100㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、国有地約638,000㎡、民公有地約296,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 5	硫黄島でNLP*を初めて実施
4. 10. 30	航空機の飛行支援施設等として、民有地約3,700㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
5. 1. 29	航空機の飛行支援施設等として、国有地約4,300㎡、民公有地約8,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供すること、民公有地約15,000㎡を地位協定2条4項(b)で追加提供することを閣議決定
8. 7. 26	貯油施設等用地として、国有地約3,300㎡、民公有地約1,200㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
10. 2. 3	宿舎施設の用地として、国有地約370㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
14. 2. 4	NLP*は引き続き、NLP*暫定施設である硫黄島のできる限り実施することを日米政府了解
18. 5. 1	日米安全保障協議委員会（2+2）において「再編実施のための日米のロードマップ」（資料23）が示され、恒常的な空母艦載機離発着訓練（FCLP*）施設について検討を行うための二国間の枠組みを設けることに合意
19. 10. 30	下水道施設用地として、民有地約230㎡を地位協定2条1項(a)で追加提供することを閣議決定
20. 9. 30	通信所の使用目的を「航空機の飛行支援施設等として提供する」から「航空機の訓練支援施設等として提供する」に変更することを閣議決定
30. 3. 30	民有地約630㎡を一部返還

*現在では米空母艦載機によって行われる着陸訓練を「空母艦載機着陸訓練：FCLP(Field Carrier Landing Practice)」と言い、中でも夜間に行われる訓練を「夜間着陸訓練：NLP (Night Landing Practice)」と言う。

VIII ニューサンノー米軍センター(New Sanno U. S. Forces Center)

(令和2.1.1現在)

所在地	港区	
土地面積	7,243m ² (民有)	
施設内容	施設番号	FAC3185
	管理部隊	在日米海軍横須賀基地
	使用部隊	各軍
	用途	その他(宿泊施設)
	建物	地上7階 地下1階
共同使用	港区	

1 基地の沿革

当施設は、私有地に山王ホテル士官宿舎(昭和21年9月米軍が接收)の代替施設として建設され、提供されたものであり、現在は会議及び宿泊施設として使用されている。

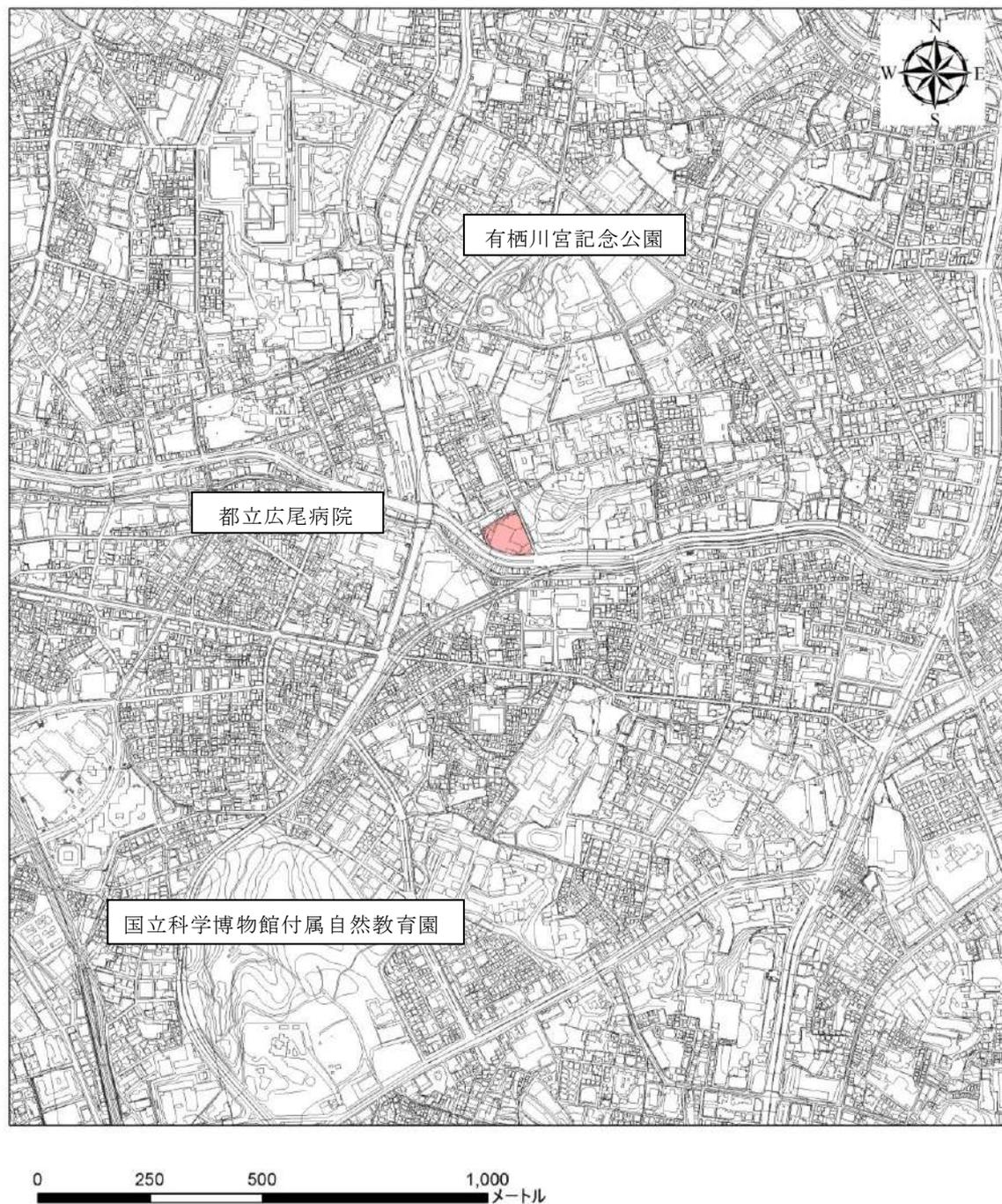
2 基地をめぐる動き

昭和58年11月、センターの健全な運営を図ることを目的として、国の関係機関、ニューサンノー米軍センターの代表、及び地域代表として地元町内会等をメンバーとする「ニューサンノー米軍センター地域連絡協議会」が設置され、定期的に会合が開催され、米軍と地域住民との交流等について情報交換が行われている。

《 経 緯 》

昭 56. 6.	建築着工
58. 6.	完成
7. 1	提供について閣議決定
14	政府間協定
16	提供
11. 8	ニューサンノー米軍センター地域連絡協議会が設置される。
平 24. 3. 8	日米合同委員会において、一部土地(約110m ²)を道路用地として港区と共同使用することを合意
25. 1. 24	港区は、道路として一部土地(約110m ²)の共同使用を開始

ニューサンノーマ軍センター位置図



この地図は、国土地理院長の承認（平 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1 : 2,500）を複製（31 都市基交第 968 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。